

資 料

英米刑事法研究 (27)

英米刑事法研究会
(代表者 小川佳樹)

〈アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究〉

アメリカ合衆国最高裁判所 2012 年 10 月開廷期
刑事関係判例概観

田中利彦	洲見光男
小川佳樹	中島宏
松田正照	原田和往
野村健太郎	大庭沙織
蔡芸琦	芥川正洋
田山聡美	

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

アメリカ合衆国最高裁判所 2012 年 10 月開廷期
刑事関係判例概観

- I はじめに
- II 逮捕, 搜索・押収
 - Florida v. Jardines, 133 S. Ct. 1409 (2013)
 - Maryland v. King, 133 S. Ct. 1958 (2013)
 - Bailey v. United States, 133 S. Ct. 1031 (2013)
 - Florida v. Harris, 133 S. Ct. 1050 (2013)
 - Missouri v. McNeely, 133 S. Ct. 1552 (2013)
- III 自己負罪拒否特権
 - Salinas v. Texas, 133 S. Ct. 2174 (2013)
- IV 弁護
 - Chidez v. United States, 133 S. Ct. 1103 (2013)
 - Trevino v. Thaler, 133 S. Ct. 1911 (2013)
- V 答弁
 - United States v. Davila, 133 S. Ct. 2139 (2013)
- VI 迅速な裁判を受ける権利
 - Boyer v. Louisiana, 133 S. Ct. 1702 (2013) (*per curiam*)
- VII 事実審理手続
 - Smith v. United States, 133 S. Ct. 714 (2013)
- VIII 量刑
 - Peugh v. United States, 133 S. Ct. 2072 (2013)
 - Alleyne v. United States, 133 S. Ct. 2151 (2013)
- IX 行刑
 - Millbrook v. United States, 133 S. Ct. 1441 (2013)
- X 二重の危険
 - Evans v. Michigan, 133 S. Ct. 1069 (2013)
- XI 上訴等
 - Henderson v. United States, 133 S. Ct. 1121 (2013)
 - Ryan v. Schad, 133 S. Ct. 2548 (2013) (*per curiam*)
- XII ヘイピアス・コーバス等
 - McQuiggin v. Perkins, 133 S. Ct. 1924 (2013)

Ryan v. Gonzales, 133 S. Ct. 696 (2013)
 Johnson v. Williams, 133 S. Ct. 1088 (2013)
 Marshall v. Rodgers, 133 S. Ct. 1446 (2013) (*per curiam*)
 Metrish v. Lancaster, 133 S. Ct. 1781 (2013)
 Nevada v. Jackson, 133 S. Ct. 1990 (2013) (*per curiam*)

XIII 刑事実体法

Descamps v. United States, 133 S. Ct. 2276 (2013)
 Sekhar v. United States, 133 S. Ct. 2720 (2013)
 Moncriffe v. Holder, 133 S. Ct. 1678 (2013)

XIV その他

United States v. Kebodeaux, 133 S. Ct. 2496 (2013)
 Clapper v. Amnesty Int'l USA, 133 S. Ct. 1138 (2013)

I はじめに

本概観では、アメリカ合衆国最高裁判所（連邦最高裁）2012年10月開廷期の28件の刑事関係判決を紹介する。

前開廷期の Jones 判決⁽¹⁾では、結論においては全裁判官一致ではあったが、合衆国憲法修正4条の搜索・押収に関する規定の保護の対象に関する考え方の違いから理由づけについての意見は分かれた。今期の *Jardines* 判決でも、その点についてどう考えるかが法廷意見と反対意見の分かれ目となった。その結果、5対4の意見の分かれ方は保守対リベラルという図式では割り切れないものとなった。また、King 判決でも意見は5対4に分かれたが、*Jardines* 判決では警察の行為を修正4条違反とする法廷意見に与したトーマス裁判官が、令状なしで綿棒を被逮捕者の口腔内に差し入れてDNAサンプルを採取する行為を合理的な搜索とみる側に与して多数を構成した。搜索、押収、抑留——逮捕を含む——に関する修正4条の規定の文言は、不合理な搜索、押収、抑留 (*unreasonable searches and seizures*) を禁じ、令状発付には相当な理由 (*probable cause*) を要するという極めてシンプルなものであるが、連邦最高裁は、いまから200年以上前にできたこの規定を時代に即して解釈適用してきた。そして、膨大な連邦最高裁判例が集積されているが、技術や捜査手法の発達を始めとする社会の変化を前に、いままた1つの曲がり角にあるように思わ

(1) United States v. Jones, *infra* note 5.

れる。

合衆国憲法修正 5 条の自己負罪拒否特権に関する Salinas 判決は、非拘束被疑者の取調べにおける自己負罪拒否特権の保護に一定の限定を加えた。自己負罪拒否特権については、これまで、ミランダの保護を厚くする判決もある一方で、その射程を限定する判決も相次いでいるが、ミランダの射程の限定は、犯罪が多発し、捜査資源には限界があることもあって証拠の収集がますます難しくなっているアメリカの実情を酌んだものといえよう。保守対リベラルの図式が明白な今期の Salinas 判決もこれと同じ範疇に加えることができる。

答弁合意の過程への裁判官の関与が問題となった Davilla 判決は、前開延期の答弁取引における有効な弁護を受ける権利が争点となった Cooper 判決⁽²⁾ や Frye 判決⁽³⁾ と同様、答弁取引の内幕と実情の一端を垣間見せてくれる。

また、Sekhar 判決は、いわゆるホワイト・カラー犯罪の分野において極度に積極主義的な傾向に陥りがちな連邦の検察による刑罰法規の解釈に一定の歯止めをかけた事案として興味深い。

そのほか、以下では比較的重要と思われる判決の内容を具体的に紹介するとともに、その他の判決の要点を掲げた。

(田中利彦)

II 逮捕, 搜索・押収

・Jardines 判決⁽⁴⁾

本件は、家屋の内容物を調べるためポーチで薬物探知犬を使用することが合衆国憲法修正 4 条にいう搜索に当たるか否かが争われた事案である。

-
- (2) Lafler v. Cooper, 132 S. Ct. 1376 (2012) [紹介, 岡田悦典・アメリカ法 2013 年 1 号 179 頁 (2013 年), 田中利彦・法律のひろば 66 卷 9 号 65 頁 (2013 年), 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所 2011 年 10 月開延期刑事判例概観」比較法学 47 卷 1 号 183-184 頁 [原田和往] (2013 年)].
- (3) Missouri v. Frye, 132 S. Ct. 1399 (2012) [紹介, 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所 2011 年 10 月開延期刑事判例概観」比較法学 47 卷 1 号 185-187 頁 [中島宏] (2013 年)].
- (4) Florida v. Jardines, 133 S. Ct. 1409 (2013). スカリア裁判官執筆の法廷意見 (トーマス, ギンズバーグ, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか, アリート裁判官の反対意見 (ロバーツ長官, ケネディ, プライヤー各裁判官同調) がある。

フロリダ州の警察は、被告人 Jardines の家屋内でマリファナが栽培されているとの情報を得た。薬物取締局 (DEA) と警察による合同監視班が編成され、捜査官 1 名と薬物探知犬を連れた捜査官 1 名が、Jardines の家屋に接近した。約 1.8 メートルのリードで繋がれていた探知犬は、ポーチに近づくと、訓練を受けていた臭いの 1 つを嗅ぎとり、玄関前土台のところで座って、そこが臭いの最も強い場所であることを示した。探知犬の情報により Jardines の家屋を捜索する令状が発付され、捜索の結果、マリファナが発見された。薬物の取引で起訴された Jardines は、探知犬の使用は不合理な捜索に当たるとしてマリファナの証拠排除を申し立てた。事実審裁判所は Jardines の申立てを認めたが、州控訴裁は事実審裁判所の判断を変更した。州最高裁は、探知犬の使用が相当な理由に基づいて行われなかったとして、原判決を破棄した。

連邦最高裁は、概ね次のとおり述べ、州最高裁の判断を維持した。

政府が身体、家屋、書類または物件への物理的侵入によって情報を獲得する行為は、修正 4 条にいう捜索に当たる⁽⁵⁾。同条の核心にあるのは、「自分の家に退き、そこでは政府による不合理な侵入を受けない権利」⁽⁶⁾である。家屋と接着しそれと結びついている場所 (curtilage) は家屋の一部であり⁽⁷⁾、プライバシーに対する最も高度の期待が認められている。本件で捜査官らが立ち入ったポーチはそうした家屋に隣接する場所であった。

捜査官らによる家屋隣接場所への立入りは、家屋所有者の許可を得て行われたものでなかった。公道上を歩いている捜査官らは、ある家屋の横を通り過ぎるとき、なかをみないよう目を覆い隠す必要はないが、その中庭に足を踏み入れるには家屋所有者の許可を得なければならない。捜査官は、令状をもっていないときでも、家屋所有者と話をしたいと思って玄関まで行くことができるが、それは、一般市民に許されていることにはかならないからである⁽⁸⁾。しか

(5) United States v. Jones, 132 S. Ct. 945 (2012) [紹介, 浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所 2011-2012 年開廷期重要判例概観」アメリカ法 2012 年 2 号 280-283 頁 (2013 年), 土屋眞一・判例時報 2150 号 3 頁 (2012 年), 眞島知子・比較法雑誌 47 卷 1 号 219 頁 (2013 年), 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所 2011 年 10 月開廷期刑事関係判例概観」比較法学 47 卷 1 号 177 頁 [洲見光男] (2013 年)]。

(6) Silverman v. United States, 365 U.S. 505 (1961).

(7) Oliver v. United States, 466 U.S. 170 (1984) [紹介, 鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第 3 卷』26 頁 [高橋則夫] (成文堂, 1982 年)]。

(8) Kentucky v. King, 131 S. Ct. 1849 (2011) [紹介, 田中利彦・法律のひろば

し、搜索目的をもって家屋に隣接する場所に立ち入ることについて家屋所有者の許可が与えられているとは、慣習上考えられない。

(洲見光男)

・ King 判決⁽⁹⁾

本件は、メリーランド州 DNA 採取法に基づき、令状によらないで、暴力犯罪で逮捕された被疑者の口腔内から DNA 標本を採取しその鑑定を行ったことが、修正 4 条に違反するか否かが争われた事案である。

2003 年、顔を隠し拳銃をもった男がメリーランド州ソールズベリーの女性の家屋に侵入し同女を強姦する事件が発生した。警察は、犯人を特定する証拠を入手することができなかったが、被害女性から犯人の DNA 標本を獲得していた。2009 年、被告人 King は、メリーランド州ウイコモ郡で、第 1 級および第 2 級の各脅迫の罪で逮捕され、告発された。King は、重大 (serious) 犯罪で逮捕された場合に行われる記録手続において、メリーランド州 DNA 採取法により、口腔内に綿棒を入れられ、頬から DNA 標本を採取された。DNA 鑑定が行われ、King の DNA 型は上記強姦事件の犯人のそれと合致することが判明した。King は強姦の罪で起訴され有罪判決を受けた。州最高裁は、綿棒の使用・標本の採取は不合理な搜索・押取であると判断し、有罪判決を破棄した。

連邦最高裁は、概ね次のとおり述べ、州最高裁の判断を破棄した。

警察官が重大な罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由の認められる者を抑留するにあたって、その者の DNA 標本を採取しその鑑定を行うことは、指紋採取や写真撮影と同様、修正 4 条のもとで合理的な記録手続の一部として行い得るものである。

DNA 標本を採取するため口腔内に綿棒を入れる行為は、修正 4 条にいう搜索に当たる。同条により搜索は合理的でなければならないが、合理的かどうかは、搜索が正当な政府の利益を促進する程度とそれが個人のプライバシーを侵害する程度とを比較衡量することによって判断される。被逮捕者の身元を明

65 卷 1 号 64 頁] .

(9) Maryland v. King, 133 S. Ct. 1958 (2013). ケネディ裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, トーマス, ブライヤー, アリート各裁判官同調) のほか、スカリア裁判官の反対意見 (ギンズバーグ, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) がある。

らかにすることに対する政府の利益——被逮捕者を特定することのほか、刑事施設の職員および被収容者に対する加害を防止すること、逃走を防止し公判への出頭を確保すること、誤って拘禁されている者を解放することなど——は実質的な (substantial) ものであり、身元確認の方法として高度の確実性の認められる DNA 鑑定は、こうした正当な政府の利益を確保するのに資する。

これに対し、重大な罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由によって身柄を拘束されている者については、プライバシーの要保護性が減少している。これに加え、本件綿棒の使用は、皮下の外科的手術を要しないのはもとより、何ら痛みを伴うものでなく、また、短時間しかかからないのであって、侵害の程度は極めて小さい。以上から、King のプライバシーの利益は政府の利益を凌駕するものでない。

さらに、DNA 鑑定は遺伝的特質や医学的情報を開示しない非コード化領域について行われ、個人識別に直接関係する DNA 情報だけを収集・保存することとなっていることなどから、本件鑑定手続によるプライバシー侵害は、連邦憲法違反と評価すべき程度のものでない。

(洲見光男)

・その他

搜索・押収に関する本開廷期の判決としては、家屋に対する搜索令状執行中、家屋占有者による逃走および捜査官への加害を防止するため、令状によらないで家屋占有者を抑留することを許す Summers 判決⁽¹⁰⁾の法理は、搜索場所と接しないし近接する場所 (immediate vicinity) を越えるところにいる家屋占有者には及ばないとした Bailey 判決⁽¹¹⁾、薬物探知犬の提供する情報によって搜索の相当な理由を認めるためには、探知犬が違法薬物の所在場所を見つけ出しその場所を知らせる訓練プログラムを最近修了したことが示されれば足り、探知

(10) Michigan v. Summers, 452 U.S. 692 (1981) [紹介、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第2巻』1頁〔信太秀一〕(成文堂、1986年)]。

(11) Bailey v. United States, 133 S. Ct. 1031 (2013). ケネディ裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, ギンズバーグ, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか、スカリア裁判官の同意意見 (ギンズバーグ, ケーガン各裁判官同調), プライヤー裁判官の反対意見 (トーマス, アリート各裁判官同調) がある。

犬の信頼性を示すそれ以上の資料は要求されないとした Harris 判決⁽¹²⁾, 証拠保全の方法が合理的であれば血液の強制採取も許されることを確認したうえ⁽¹³⁾, アルコールが血液中から自然に消失すること自体は令状取得を免除する緊急状況に当たらないとして, 飲酒運転の被疑者に対し無令状で行われた採血を修正 4 条違反とした McNeely 判決⁽¹⁴⁾がある。

(洲見光男)

Ⅲ 自己負罪拒否特権

・ Salinas 判決⁽¹⁵⁾

本件は, 捜査官の質問に対する被疑者の黙秘を有罪の証拠とすることが合衆国憲法修正 5 条——自己負罪拒否特権の保障——違反とされないかが争われた事案である。

上告人 Salinas は, 身柄拘束前——ミランダ告知の前——になされた謀殺事件に関する捜査官の質問に対して黙秘した。公判において, 検察官は, 当該黙秘は有罪の証拠の 1 つとなり得ると述べた。州裁判所は, 検察官のこの行為は修正 5 条に違反しないとした。

上告を受理した連邦最高裁は, 州裁判所による原判決を維持した。相対的多数意見は, 大要, 次のとおりである。

身柄拘束前の被疑者の黙秘を検察官が有罪の証拠として用いてよいかについて, 下級審裁判例に分裂がみられるため, 上告を受理した。しかし, 本件では,

(12) Florida v. Harris, 133 S. Ct. 1050 (2013). 法廷意見はケーガン裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

(13) Schmerber v. California, 384 U.S. 767 (1966) [紹介, 田宮裕・アメリカ法 1967 年 2 号 328 頁 (1967 年)] .

(14) Missouri v. McNeely, 133 S. Ct. 1552 (2013). ソトマイヨール裁判官執筆の一部法廷意見 (スカリア, ギンズバーグ, ケーガン各裁判官同調, ケネディ裁判官一部同調) のほか, ケネディ裁判官の一部同意意見, ロバーツ長官の一部同意・一部反対意見 (ブライヤー, アリート各裁判官同調), トーマス裁判官の反対意見がある。

(15) Salinas v. Texas, 133 S. Ct. 2174 (2013). アリート裁判官執筆の相対的多数意見 (ロバーツ長官, ケネディ裁判官同調) のほか, トーマス裁判官の結論同意意見 (スカリア裁判官同調), ブライヤー裁判官の反対意見 (ギンズバーグ, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) がある。

取調べ時、Salinasによる修正5条の特権を行使する意思の明示がなされていないので、実は、その問題に立ち入る必要はない。

修正5条の特権の保護を受けるためには、それを行使するという意思の明示をしなければならない。それにより、検察官などが当該供述は自己負罪的なものとはいええないという主張をしたり、刑事免責を付与して供述を強制したりすることが可能となるのである。その例外としては、2つの場合がある。第1は、Griffin判決⁽¹⁶⁾——公判において被告人が証言台に立たなかったことについて検察官などがコメントをするのを違憲とした——がいうように、被質問者が公判における被告人である場合である。被告人には「およそ証言をしないという権利 (absolute right not to testify)」があるため、修正5条の特権を行使するという意思の明示は必要ないのである。第2は、強制 (coercion) が存在する場合——例えば、被疑者が、ミランダ告知をされることなく身柄拘束中の取調べを受け、その圧力 (inherently compelling pressures) にさらされているとき——である。そして、本件は、このどちらにも当たらない事案である。

Salinasは、「被質問者の返答がもしなされたならば、それが自己負罪的なものとなることが予想される」という場合にも、例外を認めるべきであると主張する。しかし、先例上、そのような例外を認めることはできない。また、Salinasの主張は、Thompkins判決⁽¹⁷⁾——被疑者が、ミランダ告知後、捜査官による2時間45分にわたる取調べの間、ほとんど沈黙していたという事案について、「黙秘権 (right to remain silent)」(「取調べを拒む権利 (right to cut off questioning)」)の行使はなかったとされた——とも整合しない(なお、検察官が、被疑者のミランダ告知後の黙秘に言及することは、デュー・プロセスの保障によって禁じられる。しかし、黙秘は被疑者の不利益に使用されないという「ミランダ告知の暗黙の約束 (the warnings' implicit promise)」がなされていない場合には、このルールは適用されないのである)。

Salinasは、法に精通していない被質問者に黙秘権の行使のために沈黙以上のものを求めることは不公正であると主張している。しかし、一般に誤解されているかもしれないが、修正5条は「刑事事件において自己に不利益な証人と

(16) Griffin v. California, 380 U.S. 609 (1965).

(17) Berghuis v. Thompkins, 560 U.S. 370 (2010) [紹介, 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2009年10月開延期刑事関係判例概観(上)」比較法学45巻1号162-164頁〔小川佳樹〕(2011年), 松田正照・比較法学45巻2号241頁(2011年), 柳川重規・比較法雑誌45巻2号289頁(2011年)].

なること」を免除しているのであって、「包括的な『黙秘権』(unqualified “right to remain silent”）」を保障しているわけではない。そして、被質問者が修正 5 条に依拠して返答を拒むことができるか否かを判断するためには、返答を拒む理由を知る必要があるのである。

反対意見は、修正 5 条の特権を行使する意思の明示を求めることについては、運用上の問題があるとする。しかし、先例は、現に、証人らにそれを求めてきたのである。また、反対意見は、捜査官らが、被疑者に「黙秘するとこの公判でそれが有罪の証拠とされることがある」と述べて圧力をかけるのではないかとも主張するが、しかし、その場合、捜査官らは、法的に正確なことを述べているに過ぎないのである。

以上の相対的多数意見に対して、トーマス裁判官の結論同意意見は、Mitchell 判決⁽¹⁸⁾の反対意見で述べたように、Griffin 判決は、そもそも修正 5 条の文言や歴史、論理との整合性を欠いているから、その適用範囲を広げるべきではなく、したがって、身柄拘束前の被疑者の黙秘から不利益推認を行うことは違憲ではないとみるべきであるとする。

他方、ブライヤー裁判官の反対意見は、次のように説く。

相対的多数意見はThompkins 判決との整合性を問題としているが、同判決は被疑者の黙秘に検察官がコメントをしたといった事案についてのものではなく、本件とは無関係である。

①被質問者が修正 5 条の特権を行使しているのだということがその状況から推論できるとき、あるいは、②質問者にとって、修正 5 条の特権が行使されているのかどうかを知ることが重要でないときには、修正 5 条の特権を行使する意思の明示は、その保護を受けるために必要であるとはいえない。さらに、③被質問者が修正 5 条の特権を行使する旨を口にし難い立場に置かれている場合にも、意思の明示は不要となるというべきである（なお、上述のような、被質問者が修正 5 条の特権を行使しているのだということが推論できるか否かを検討するというアプローチは、運用上、困難な場合もあるかもしれない。しかし、運用上の問題は、相対的多数意見のアプローチをとった場合の方が大きいといえる。修正 5 条の特権を行使するという意思の明示を法律家でない被質問者はどのように行えばよいのかという問題が生じるからである）。本件は、その状

(18) Mitchell v. United States, 526 U.S. 314 (1999) [紹介、洲見光男・朝日法学論集 24 号 1 頁 (2000 年)、鈴木義男・法律のひろば 53 巻 3 号 75 頁 (2000 年)].

況から Salinas が修正 5 条の特権を行使しているのだということが推論できるという事案である。そうすると、Griffin 判決で挙げられたのと同様の理由により、Salinas の黙秘に検察官がコメントをすることは修正 5 条によって禁じられると解すべきである。

(小川佳樹)

IV 弁護

弁護に関する本開廷期の判決としては、郵便詐欺 (mail fraud) で有罪判決が確定したため国外退去の手続が開始された上告人が、裁判において弁護人が有罪答弁をした場合に移民の資格に及ぶ影響についてアドヴァイスをしなかったのは、合衆国憲法修正 6 条の有効な弁護を受ける権利の侵害に当たるとして、誤審審理の申立て (coram nobis) をしたが、この申立ての係属中に、「退去強制に関する弁護人のアドヴァイスが修正 6 条の保障範囲から類型的に除外されるものではない」とした Padilla 判決⁽¹⁹⁾が出たため、同判決の法理が適用されるか否かが争点となり、同判決が、従来からの判例である Strickland 判決⁽²⁰⁾の適用方法を示すにとどまるものではなく、有罪判決の付随的な結果についてのアドヴァイスにも修正 6 条が適用されることを新たに示したものであることを理由に、同判決の法理の遡及的な適用を否定する判断が示された Chidez 判決⁽²¹⁾、テキサス州の裁判所において死刑判決を受けた被告人が、公判で有効な弁護を受ける権利が妨げられたことを、州の上訴手続や非常救済手続で主張せずに、連邦のヘイビアス・コーパスの請求に際して主張した事案にお

(19) Padilla v. Kentucky, 130 S. Ct. 1473 (2010) [紹介、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所 2009 年 10 月開廷期刑事関係判例概観 (下)」比較法学 45 巻 2 号 213 頁 [中島宏] (2011 年)] .

(20) Strickland v. Washington, 466 U.S. 668 (1984) [紹介、鈴木編・前掲注 (7) 124 頁 [加藤克佳]、渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅲ』90 頁 [椎橋隆幸] (中央大学出版部, 1994 年)、憲法訴訟研究会=芦部信喜編『アメリカ憲法判例』342 頁 [宮城啓子] (有斐閣, 1998 年)、樋口範雄ほか編『アメリカ法判例百選』118 頁 [岡田悦典] (有斐閣, 2012 年)] .

(21) Chidez v. United States, 133 S. Ct. 1103 (2013). ケーガン裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, ケネディ, プライヤー, アリート各裁判官同調) のほか、トーマス裁判官の結論同意意見 (ソトマイヨール裁判官同調)、ギンズバーグ裁判官の反対意見がある。

いて、州の非常救済手続での主張の懈怠があっても連邦のヘイピアス・コーパスを妨げる理由にはならないとした Martinez 判決⁽²²⁾の射程が争点となり、同判決の事案では、州法上、有効な弁護を受ける権利の侵害の主張が非常救済手続においてのみ可能であったのと異なり、テキサス州法が通常の上訴においてもその主張を可能としていた点で違いがあるが、州法の構造や運用において、上訴での主張はほとんど不可能であることを理由に、Martinez 判決の射程が及び、連邦のヘイピアス・コーパスの請求が可能であるという判断が示された Trevino 判決⁽²³⁾がある。

(中島 宏)

V 答弁

・ Davila 判決⁽²⁴⁾

連邦刑事手続規則 11 条 (c) (1) は、裁判所が検察側と被告人側の答弁合意の協議に関与することを禁止している。本件は、連邦マジストレイト (U.S. Magistrate Judge) による 11 条 (c) (1) の違反——被上被告人 Davila に対して有罪答弁を勧告したこと——が有罪答弁の自動的な無効 (automatic vacatur) をもたらすものであるかが争われた事案である。

脱税に関する 34 の訴因で連邦大陪審により起訴された Davila が連邦地裁に新たな弁護人の選任を請求したところ、連邦マジストレイトは、非公開の聴聞を開き、そこで、Davila の請求を却下するとともに、検察側証拠が強力であるとして、同人に対し有罪答弁を勧告した。

非公開の聴聞から 3 か月以上経った後、Davila は、33 の訴因の取り下げと引き換えに、共謀の訴因について有罪答弁をした結果、115 か月の拘禁刑に処

(22) Martinez v. Ryon, 566 S. Ct. 1309 (2012) [紹介, 田中ほか・前掲注 (5) 187 頁 [中島宏]] .

(23) Trevino v. Thaler, 133 S. Ct. 1911 (2013). プライヤー裁判官執筆の法廷意見 (ケネディ, ギンズバーグ, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか, ロバーツ長官の反対意見 (アリート裁判官同調), スカリア裁判官の反対意見 (トーマス裁判官同調) がある。

(24) United States v. Davila, 133 S. Ct. 2139 (2013). ギンズバーグ裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, プライヤー, アリート, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか, スカリア裁判官の一部同意・結論同意意見 (トーマス裁判官同調) がある。

された。

上訴審に至って初めて、弁護人が連邦マジストレイトによる有罪答弁の勧告を理由に、Davilaの有罪答弁の無効を申し立てたところ、第11巡回区連邦控訴裁は、連邦マジストレイトによる11条(c)(1)の違反は、Davilaの有罪答弁の自動的な無効をもたらす、とした。

連邦最高裁は、概ね以下のような判断をして、原判決を破棄・差戻しとした。

11条(c)(1)は、被告人が裁判官の反感を買うことを避けるために有罪答弁をしてしまうのではないかという懸念から導入されたものであり、他方、11条(h)——同条の違反が被告人の重要な権利に影響を及ぼすものではない場合、それは「無害の手続的瑕疵」に当たる、としている——は、同条違反の瑕疵が、連邦刑事手続規則52条(a)——「無害の手続的瑕疵」は無視しなければならない、としている——における「無害の手続的瑕疵」から外されないことを明確にするために追加されたものである。52条は、また、(b)において、「重要な権利に影響を及ぼす明白な手続的瑕疵(plain error)は、裁判所に申し立てられなかった場合でも、これをとり上げることができる」と規定している。

52条(a)が適用される場合は、検察側が、瑕疵が無害であることについて挙証責任を負い、他方で、同(b)が適用される場合は、被告人側が、瑕疵が重要な権利に影響を及ぼすことについて挙証責任を負う。

Vonn判決⁽²⁵⁾およびDominguez Benitez判決⁽²⁶⁾で明らかにされたように、11条の瑕疵が52条(a)の適用を受けるのか、それとも同(b)の適用を受けるのかは、瑕疵がとり上げられた時期による。

Vonn判決では、裁判官が被告人に対して、事実審理に移行する場合は弁護人の援助を受ける権利を有することを伝えなかった瑕疵——11条(c)(3)違反——を被告人側が上訴審において初めてとり上げたが、当裁判所は、この場合、被告人側に52条(b)の「明白な手続的瑕疵」の挙証責任がある、とした。また、Dominguez Benitez判決においても、答弁取引の結果として検察側が勧告した量刑よりも実際に科される刑の方が重かったとしても、有罪答弁を取り下げることはできないことを被告人に告げなかった瑕疵——11条(c)(3)(B)違反——が上訴審において初めてとり上げられたが、当裁判所は再び52

(25) United States v. Vonn, 535 U.S. 55 (2002).

(26) United States v. Dominguez Benitez, 542 U.S. 74 (2004).

条 (b) を適用し、被告人側に挙証責任がある、とした。

本件では、連邦マジストレイトが Davila に対して有罪答弁を勧告したことにより、11 条 (c) (1) の違反があったことは明らかであるが、同条のどこをみても、答弁合意の協議への裁判所の関与の禁止が、それが遵守されなかった場合に、事案特有の事情と関わりなく、有罪答弁の自動的な無効をもたらすとはされていない。また、11 条 (h) は、有罪答弁の自動的な無効を阻止するために設けられたものであり、「無害の手続的瑕疵」の規定 (52 条 (a)) または——迅速な異議申立てがなかった場合は——「明白な手続的瑕疵」の規定 (52 条 (b)) の一律的な適用を要求しているのである。

11 条 (c) (1) は、予防的な措置として導入されたものであり、デュー・プロセス条項または他の連邦憲法上の規定によって裏付けられているものではない。我々は、刑事手続の公正性を害することから、有罪判決の自動的な破棄をもたらす「非常に限定された範囲の瑕疵」を「構造的なもの (structural)」としてきたが、11 条 (c) (1) における瑕疵は、そのような極めて例外的なカテゴリーに属するものではない。

11 条違反の瑕疵の評価にあたっては、裁判所は事実審裁判所において明らかになったあらゆる事柄を考慮しなければならない。すなわち、本件では、第 11 巡回区連邦控訴裁は、連邦マジストレイトの有罪答弁の勧告だけでなく、全記録に照らして本件特有の事情——検察側が Davila は連邦マジストレイトの有罪答弁の勧告によって重要な権利を侵害されてはいないと主張していることや、Davila が本件では 52 条 (b) の「明白な手続的瑕疵」の規定 (被告人側が 11 条違反について異議申立てするのを怠った場合に適用される) ではなく同 (a) の「無害の手続的瑕疵」の規定によるべきであると主張していることなど——をも考慮すべきだったのである。

(松田正照)

VI 迅速な裁判を受ける権利

迅速な裁判を受ける権利についての本開廷期の判決としては、貧困な被告人に対し、州が弁護に係る費用を支払わなかったために生じた遅延は、迅速裁判条項違反に係る判断において、訴追側の不利に考慮されるかが争点であったが、この点について判断を示すことなく、不用意に認めた (improvidently

granted) ものであったとして上告受理を取り消した Boyer 判決⁽²⁷⁾がある。

(原田和往)

Ⅶ 事実審理手続

事実審理手続に関する本開延期の判決としては、違法薬物の譲渡の共謀を理由とする起訴が、5年の出訴期限を定めた合衆国法典第18編3282条によって禁じられているかが争われた事案において、当該出訴期限の5年を起訴の時点から過去に遡った時点の前に共謀から離脱したことの挙証責任は被告人側が負うとした Smith 判決⁽²⁸⁾がある。

(松田正照)

Ⅷ 量刑

・ Peugh 判決⁽²⁹⁾

上告人 Peugh は、1999年から2000年までに起きた、銀行に対する5件の背信的不正 (fraud) につき、その指揮に当たった者として、有罪判決を受けた。当該犯罪に関する連邦量刑ガイドラインのガイドライン・レンジ (量刑範囲) は、2009年に、それまでの30月以上37月以下から70月以上87月以下に引き上げられていたが、Peugh は、事後法禁止条項 (合衆国憲法9条) によれば、行為時に有効であった引上げ前のレンジを適用しなければならないと主張した。しかし、連邦地裁はこの主張を斥けて70月の拘禁刑を言い渡し、第7巡回区連邦控訴裁もこれを維持したため、Peugh は連邦最高裁に上告した。

連邦最高裁は概ね以下のように述べて、原判決を破棄し、事件を差し戻した。

(27) Boyer v. Louisiana, 133 S. Ct. 1702 (2013) (*per curiam*). アリート裁判官の同意意見 (スカリア, トーマス各裁判官同調), ソトマイヨール裁判官の反対意見 (ギンズバーグ, ブライヤー, ケーガン各裁判官同調) がある。

(28) Smith v. United States, 133 S. Ct. 714 (2013). 法廷意見はスカリア裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

(29) Peugh v. United States, 133 S. Ct. 2072 (2013). ソトマイヨール裁判官執筆の一部法廷意見 (ギンズバーグ, ブライヤー, ケーガン各裁判官同調, ケネディ裁判官一部同調) のほか, トーマス裁判官の反対意見 (ロバーツ長官, スカリア, アリート各裁判官一部同調), アリート裁判官の反対意見 (スカリア裁判官同調) がある。

連邦量刑ガイドラインは、Booker 判決⁽³⁰⁾によって拘束力を否定されたものの、依然として量刑手続上重要な意味もっている。連邦量刑ガイドラインは、裁判時に有効なものを適用するのが原則であるが、それが事後法禁止に抵触する場合には、行為時に有効であったものを適用しなければならない。

連邦憲法上禁止される事後法には、犯罪時に予定されていた刑よりも重い刑を科す法のすべてが含まれる。その射程に入るか否かは、当該犯罪に対する刑の水準が重くなることのリスクが、十分に認められるか否かで決まる。

この点については、すでに Miller 判決⁽³¹⁾が、事後的に加重されたフロリダ州のガイドライン・レンジの適用が事後法に当たるとしていることが重要である。ガイドライン・レンジの上限よりも重い刑を科すには、明確かつ説得的な理由づけが必要とされ、また、かかる逸脱は上訴理由にもなり得るところ、より重いガイドライン・レンジが適用されれば、同様の量刑をガイドライン・レンジ内で行うことが可能になる。それは、行為者にとっては、より重い刑を科せられるリスクが高いことを意味するのである。

Booker 判決以後も、同様の原理が妥当しており、連邦量刑ガイドラインによる制約を通じた公平な量刑が目指されてきた。裁判官は、ガイドライン・レンジを出発点として、その枠内で量刑を行うのが通常であるし、連邦控訴裁も、ガイドライン・レンジを基準として、量刑の合理性を審査するのである。また、ガイドライン・レンジから外れた量刑をなるべく行わないようにするための手続上のハードルも設けられてきた。このような状況において、より重いガイドライン・レンジを遡及的に適用することは、より重い刑への十分なりリスクをもたらすものであり、事後法禁止条項に違反する。

検察側の主張は、事後法禁止条項にいう「法」としての水準を連邦量刑ガイドラインは充たしてはいない、というものであるが、これは説得的ではない。法の変更が裁判官を拘束せず、したがって裁判官に裁量が認められる場合であっても、事後法禁止条項による保護が及ばなくなるわけではないのである。本件において事後法禁止条項への違反を認定したとしても、Booker 判決が無

(30) United States v. Booker, 543 U.S. 220 (2005) [紹介、渋谷年史・NBL803号6頁(2005年)、安部圭介ほか「合衆国最高裁判所 2004-2005 年開廷期重要判例概観」アメリカ法 2005 年 2 号 257 頁(2006年)、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所 2004 年 10 月開廷期刑事関係判例概観」比較法学 41 巻 1 号 273-275 頁〔二本柳誠〕(2007年)]。

(31) Miller v. Florida, 482 U.S. 423 (1987).

効となることはない。

(野村健太郎)

・ Alleyne 判決⁽³²⁾

上告人 Alleyne は、暴力犯罪に際して銃器を使用・所持した罪（合衆国法典第 18 編 924 条 (c) (1) (A)）につき起訴された。同罪の刑の下限は 5 年であるが（924 条 (c) (1) (A) (i)）、銃器を被害者に示した場合は 7 年に加重される（924 条 (c) (1) (A) (ii)）。陪審は、有罪の評決の際、銃器の使用しない所持は認められるが、それは被害者に示されてはいないとした。判決前報告書（presentence report）が 924 条 (c) に基づき 7 年の刑を相当としたのに対し、Alleyne は、銃器を示したことを合理的な疑いを超えて認定することはできなかったと陪審が明言しているのに、量刑裁判官が銃器を示したことを独自に認定し、それに基づいて下限を加重することは、合衆国憲法修正 6 条で認められた陪審裁判を受ける権利を侵害するものであると主張した。連邦地裁は、連邦最高裁が Harris 判決⁽³³⁾において、下限を加重する事由を裁判官が認定することは許されると判示したことを援用し、Alleyne の主張を斥けた。第 4 巡回区連邦控訴裁もこれを維持し、Harris 判決により Alleyne の主張が否定されることを認めたため、Alleyne は連邦最高裁に上告した。

連邦最高裁は、原判決を破棄し、事件を差し戻した。

トーマス裁判官の意見のうち、ブライヤー裁判官を含む 4 名の裁判官の同調を得た部分——法廷意見——の内容は、概ね以下のとおりである。

Apprendi 判決⁽³⁴⁾によれば、被告人に科せられる刑の枠を加重する事実すべてが犯罪要素であって、それを合理的な疑いを超えて認定することを陪審に求めるのは、修正 6 条により被告人に与えられた権利である。Apprendi 判決の原理は、枠の下限を加重する事実についても、同様に妥当する。法定刑の枠が

(32) Alleyne v. United States, 133 S. Ct. 2151 (2013). トーマス裁判官執筆の一部法廷意見（ギンズバーグ、ソトマイヨール、ケーガン各裁判官同調、ブライヤー裁判官一部同調）のほか、ソトマイヨール裁判官の同意意見（ギンズバーグ、ケーガン各裁判官同調）、ブライヤー裁判官の一部同意・結論同意意見、ロバーツ長官の反対意見（スカリア、ケネディ各裁判官同調）、アリート裁判官の反対意見がある。

(33) Harris v. United States, 536 U.S. 545 (2002).

(34) Apprendi v. New Jersey, 530 U.S. 466 (2000) [紹介、高山佳奈子・アメリカ法 2001 年 1 号 270 頁 (2001 年)、樋口ほか編・前掲注 (20) 120 頁 [岩田太]].

犯罪に対して科せられる刑罰を意味する以上、その下限または上限を加重する事実は、新たな刑罰を導くものであって、犯罪の構成要素だということになるのである。下限加重事由を犯罪の構成要素だと考えることは、適用され得る刑を起訴状から予測することを被告人に保障することにつながるし、国家と被告人とを媒介するという陪審の歴史的役割にも適うものである。これと正反対の結論を導くのが Harris 判決であり、その根拠は、陪審が認定した事実を前提としても 5 年の刑から終身刑までが可能なのだから、7 年の刑は、被告人が銃器を示したことを陪審が認定しなくてもどのみち科し得るという点に求められている。しかし、修正 6 条にとって重要なのは、法定刑の枠を加重する当該事実が犯罪の要素だということであって、枠が加重されなかったとしても同様の量刑がなされていたといえるかどうかは関係がない。上限を加重する事実と下限を加重する事実とで扱いを異にすることは、原理上も論理上もあり得ない。

もちろん、このことは、裁判官の裁量に影響する事実がすべて陪審によって認定されなければならないことを意味するわけではない。当裁判所は、長きにわたり、裁判官独自の実事認定による広範な量刑裁量は修正 6 条に違反するものではないことを確認してきたのである。

法廷意見は概ね以上のように述べて、Harris 判決を破棄すべきと結論づけている。なお、トーマス裁判官の意見のうち、3 名の裁判官の同調を得た部分は、ある事実が修正 6 条の保障の対象になるか否かは、それが犯罪の要素であるかによって決まるのであるから、Apprendi 判決の射程は刑の上限を加重する事実のみならず、下限を加重する事由にも及ぶのだと指摘している。これに対し、ブライヤー裁判官は、トーマス裁判官の意見のこの部分については同調せず、犯罪要素と量刑要素との伝統的な区別を無視する Apprendi 判決には本来同意できないとしつつ、すでに定着している Apprendi 判決を前提とする限りは、Harris 判決は破棄されなければならないとして、法廷意見の結論に同意している。同裁判官によれば、Apprendi 判決の原理は、一方では、陪審が上限加重事由の認定をしない限り裁判官が重い刑を科すことができないことを意味し、他方では、重い刑を科すことについて、これを望まない裁判官に対し、陪審が下限加重事由の認定をしない限りこれを強制することができないことを意味するのである。前者のみを承認し、後者を拒否する Harris 判決は、Apprendi 判決を誤って解釈したものだということになる。

(野村健太郎)

IX 行刑

行刑に関する本開廷期の判決としては、受刑中に刑務官から性的暴行や脅迫を受けたことを理由とする損害賠償請求の訴えに関して、連邦不法行為賠償請求法 (Federal Tort Claims Act) の規定 (合衆国法典第 28 編 2680 条 (h)) によって政府の免責が撤回されるのは、法執行官による故意の不法行為が捜査、証拠の押収、逮捕の際になされた場合に限定されるのではなく、当該権限を有する法執行官の職務の範囲内においてなされた場合にまで拡大されたとした Millbrook 判決⁽³⁵⁾がある。

(大庭沙織)

X 二重の危険

・ Evans 判決⁽³⁶⁾

本件は、起訴された犯罪の成立とは実は無関係な要素が証明されていないことに基づいた無罪の指示評決 (directed verdict) を取り消し、再審理を行うことが合衆国憲法修正 5 条の二重の危険禁止条項に違反するかが争われた事案である。

ミシガン州法上の人の住居以外の物への放火の罪で起訴された上告人 Evans は、同州の事実審裁判所の審理において、同罪の成立には「人の住居ではない」という要件の存在が必要であるところ、自分が燃やした建物は「人の住居ではない」ということが証明されていないことを理由に、無罪の指示評決を申し立てた。事実審裁判所はこれを容れ、無罪の指示評決がなされた。ところが、実は、同罪は人の住居への放火も含み得る犯罪であり、放火行為の客体の非住居性は、証明される必要のないものであった。

検察側の上訴を受けたミシガン州の控訴裁判所は、本件の誤った無罪の指示評決を取り消して再審理を行うことは二重の危険禁止条項に反しないとし、州

(35) Millbrook v. United States, 133 S. Ct. 1441 (2013). 法廷意見はトーマス裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

(36) Evans v. Michigan, 133 S. Ct. 1069 (2013). ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, ケネディ, トーマス, ギンズバーグ, ブライヤー, ケーガン各裁判官同調) のほか, アリート裁判官の反対意見がある。

最高裁も、州控訴裁の判断を支持した。

連邦最高裁は概ね以下のように述べて、ミシガン州最高裁の判決を破棄した。

Fong Foo 判決⁽³⁷⁾は、無罪放免が事実審裁判所の決定に基づくものであるならば、再審理を行うことは、たとえその無罪放免が甚だしく誤った根拠に基づくものであっても、二重の危険禁止条項によって禁じられるとしている。

当裁判所は、この Fong Foo 判決の原則を緩やかに解してきた。すなわち、裁判官が陪審に無罪の評決をするよう指示した場合であろうと、裁判官が自ら無罪判決をした場合であろうと、それを再検討することはできない。また、たとえその無罪放免が、誤った証拠排除決定、有罪とするにはどのような証拠が必要かについての誤った理解、有罪の要件を定める制定法の誤った解釈により生じたものであっても、再審理は許されない。

当裁判所の先例によれば、二重の危険禁止条項の保護を受ける無罪放免とは、証拠が不十分であって有罪の言渡しはできないという裁判所の判断、被告人が有責性を欠くという事実認定、および、被告人が有罪か無罪かという問題に結び付くその他の判断を意味する。これらの実体的な判断は、手続的な判断——却下 (dismissal) や審理無効 (mistrial) ——とは異なるものである。

無罪後の再審理を許すならば、資源 (resources) の点で圧倒的に有利な立場にある検察側が被告人を疲弊させ、その結果、無実の被告人でさえ有罪とされてしまうという耐え難いリスクが生じる。また、無罪後の再審理は、被告人の平穏な生活を過ごすことができるという期待を覆すものである。これに対して、手続上の事由に基づく審理の終結は、上記のような期待を生じさせるものではない。

本件では、事実審裁判所が検察側の立証に評価を加え、被告人を有罪とするのには法的に不十分であるという判定を下したことは明らかである。当裁判所の先例のもとでは Evans は無罪放免とされたということになる。

本件において、事実審裁判所は明らかに誤った判断をしている。しかし、そのことは、本件における結論とは無関係である。先例によれば、証拠が不十分であることを理由に無罪が言い渡されたならば、裁判所の証拠評価が誤っていようとも、また、前提となる法に関する判断が誤っていようとも、再審理は禁じられるのである。

ミシガン州最高裁は、当裁判所の先例の事案と本件のそれとの間には有意な

(37) Fong Foo v. United States, 369 U.S. 141 (1962) (*per curiam*).

違いがあるとしているが、そのような違いは存在しないというべきである。

ミシガン州は、事実審裁判所が犯罪の実際の構成要素について判断を示す場合を問題とするのでなければ、事実審裁判所の行為の形式によって再審理が許されるか否かが決まってしまう、妥当でないと主張する。しかし、当裁判所の判断は、事実審裁判所の行為の形式ではなく、事実審裁判所の行為の目的が実体的なものか、それとも手続的なものかという点に着目するものである。

また、ミシガン州は、二重の危険禁止条項の適用のある無罪放免を、起訴された犯罪を構成する事実の全部ないし一部についての決定を経て得られた結論としてのそれに限定しないと、事実審裁判所は、いかなる理由であれ、有罪とするには不十分な証拠しかないという、審査し得ない決定をすることもできてしまうと主張する。しかし、当裁判所は、事実審裁判所が誠実に (in good faith) その権限を行使することを前提としている。

さらに、ミシガン州は、本件における事実審裁判所の錯誤は Evans による無罪の指示評決の申立てによって惹起されたものであるから、錯誤に基づいた判決が取り消されることに Evans が不服を唱えることはできないと解すべきであるとする。しかし、被告人の申立てにより事実審裁判所が錯誤に陥って無罪の判断をした場合に、被告人の二重の危険禁止条項による保護を受ける権利の放棄があったと解するのは、刑事司法システムが依拠する当事者主義に反し、修正5条によって保障された基本的権利の1つを損なうものである。

なお、ミシガン州および合衆国は、二重の危険禁止条項に関する先例を見直すことも求めているが、当裁判所は、その必要はないと考える。

(蔡 芸琦)

XI 上訴等

上訴に関する本開廷期の判決としては、連邦地裁が薬物濫用者の治療改善プログラムを受けさせるために拘禁刑の刑期をより長くする量刑を行った事案につき、この時点ではこのような量刑が許されるか否か曖昧な法状況にあったものの、その後他の事件で、このような量刑が許されないとする連邦最高裁の判断が示された場合、この刑期をより長くする量刑は、事実審で主張されていない争点について上訴審の審理を例外的に許容する連邦刑事手続規則 52 条 (b) がその一要件として定める「明白な手続的瑕疵」に当たるとした

Henderson 判決⁽³⁸⁾、死刑判決を受けた後、有効な弁護を受けられなかったことを理由とし、すでに失敗した連邦のヘイビラス・コーパスの再度の審理を申し立てたところ、一度は第9巡回区連邦控訴裁がこれを棄却し、連邦最高裁もこれを支持したが、その後再度の審理を認めなかった第9巡回区連邦控訴裁の判断につき再度の審理を求めたところ、同控訴裁がこの審理のために死刑執行令状を停止したという事案につき、この再度の審理の申立てはすでに連邦最高裁が判断を下したものと同一の事由に基づく申立てであり、死刑執行令状の停止を正当化する例外的状況も存しないとして、第9巡回区連邦控訴裁の死刑執行令状の停止は裁量権の濫用であるとした Schad 判決⁽³⁹⁾がある。

(芥川正洋)

XII ヘイビラス・コーパス等

・Perkins 判決⁽⁴⁰⁾

本件は、「1996年テロ対策および効果的な死刑法 (Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996 (AEDPA))」の定める連邦のヘイビラス・コーパスの請求に対する1年の出訴期限 (合衆国法典第28編2244条 (d)) について、「無実 (actual innocence)」の訴えによる例外が認められるかが問題となった事案である。

被上告人 Perkins は、州裁判所において第1級謀殺罪により有罪判決を受けた。判決の確定から11年が経過した2008年、Perkins は、先の裁判で有効な弁護を受けることができなかったことに加え、自らの無実を主張し、それを支持する3通の宣誓供述書を添えて、連邦のヘイビラス・コーパスを請求した。

連邦地裁は、仮に当該宣誓供述書が新たに発見された証拠に当たるとして

(38) Henderson v. United States, 133 S. Ct. 1121 (2013). ブライヤー裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, ギンズバーグ, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか、スカリア裁判官の反対意見 (トーマス, アリート各裁判官同調) がある。

(39) Ryan v. Schad, 133 S. Ct. 2548 (2013) (*per curiam*).

(40) McQuiggin v. Perkins, 133 S. Ct. 1924 (2013). ギンズバーグ裁判官執筆の法廷意見 (ケネディ, ブライヤー, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか、スカリア裁判官の反対意見 (ロバーツ長官, トーマス裁判官同調, アリート裁判官一部同調) がある。

も、その日付は最も新しいもので2002年6月であり、これが発見された時点
を起算点とすれば2003年6月には出訴期限が満了していること、および、請
求にあたって相当な注意 (due diligence) が払われていないことなどを理由に
請求を斥けた。これに対し、第6巡回区連邦控訴裁は、出訴期限の満了および
相当な注意の欠如を認めたものの、「無実」の訴えについては、相当な注意を
払うことは要求されないとして、連邦地裁の判断を破棄し、Perkinsの請求を
認めた。連邦最高裁は、大要、以下のように述べて、原判決を破棄し、事件を
差し戻した。

AEDPAの定める出訴期限の満了という手続上の障害があったとしても、「無
実」の証明があれば、ヘイピラス・コーパスの請求について、審理を受けるこ
とができる。訴追側は、「誤判の例外 (miscarriage of justice exception)」を
認めると、州の囚人による連邦のヘイピラス・コーパスの請求に対する出訴期
限について、その根拠となる事実が相当な注意を払えば発見可能な状態になっ
た時点から1年と定める2244条(d)(1)(D)の存在意義が失われると主張
する。しかし、当該例外の適用は、新証拠に照らせば、いかなる合理的な事実
認定者も被告人を有罪と認定することはないであろうとの蓋然性が高い場合
に限定される⁽⁴¹⁾。また、当裁判所がすでに判示したとおり、「誤判の例外」は
AEDPAの制定後も適用可能であるところ⁽⁴²⁾、当該例外は、再度の連邦のヘイ
ピラス・コーパスの請求について、修正された形で、2244条(b)(2)(B)
——以前には相当な注意を払っても発見することができなかった事実に基づい
ており、かつ、合理的な事実認定者であったならば連邦憲法に違反することな
くしては有罪を認定することはなかったであろうと明白で説得的な証拠で示す
ことになる場合に、再度の連邦のヘイピラス・コーパスの請求を許容する——
などの規定において受容されている。このことからすれば、これらの規定の適
用がない初回の請求の場合に、同様の例外を認めることがAEDPAの制定に
係る連邦議会の意図に反するとは思われない。

ただし、時機に遅れているという事実は、請求を棄却する絶対的な根拠とは
ならないとしても、「無実」を証明するとされる証拠の評価に影響するもので
あるところ、第6巡回区連邦控訴裁は、新たな証拠の評価にあたって、遅延を

(41) Schlup v. Delo, 513 U.S. 298 (1995).

(42) Calderon v. Thompson, 523 U.S. 538 (1998) [紹介, 上野芳久・比較法制研究
23号259頁(2000年)].

考慮していない点で誤っている。

(原田和往)

・その他

ヘイビアス・コーパスについての本開廷期の判決としては、ほかに、死刑事件について、連邦のヘイビアス・コーパスの請求における弁護士の選任を保障した合衆国法典第 18 編 3599 条 (a) (2) ——かつての合衆国法典第 21 編 848 条 (q) (4) (B) ——は、州の囚人に対し、訴訟能力が欠けている場合に、請求手続の停止を求める権利を保障したのではないとした Gonzales 判決⁽⁴³⁾、州裁判所が被告人の連邦法に関する主張を斥けてはいるものの、明示的な判断を示していないという場合、連邦のヘイビアス・コーパスの請求について規定した合衆国法典第 28 編 2254 条 (d) の趣旨からすると、請求に関する審理を担当する連邦裁判所は、反証がない限り、当該主張については判断がなされたものと推定しなければならないとした Williams 判決⁽⁴⁴⁾、州裁判所が、再審理の申立てに際して、弁護人を選任しようとしなかったのは、すでに 3 度にわたって権利の放棄がなされていたとしても、有効な弁護を受ける権利を保障した合衆国憲法修正 6 条に違反するとの請求人の主張を容れ、救済を認めた第 9 巡回区連邦控訴裁の判断について、当該主張は「連邦最高裁の判断により明確に確立された連邦法」(2254 条 (d)) という根拠を欠いているとして、これを破棄した Rodgers 判決⁽⁴⁵⁾、「限定責任能力の抗弁 (diminished-capacity defense)」を許容しない旨判示した州最高裁の判例を遡及適用した州裁判所の判断について、連邦最高裁の判断によって明確に確立した連邦法に違反するものではなく、それを不合理に適用したものでないため、連邦のヘイビアス・コーパスによる救済は認められないとした Lancaster 判決⁽⁴⁶⁾、強姦事件の裁判において、被告人が、事件は被害者の捏造であるとして、以前に被害者が同様の被害

(43) Ryan v. Gonzales, 133 S. Ct. 696 (2013). 法廷意見はトーマス裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

(44) Johnson v. Williams, 133 S. Ct. 1088 (2013). アリート裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, トーマス, ギンズバーグ, ブライヤー, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調)のほか、スカリア裁判官の結論同意意見がある。

(45) Marshall v. Rodgers, 133 S. Ct. 1446 (2013) (*per curiam*).

(46) Metrish v. Lancaster, 133 S. Ct. 1781 (2013). 法廷意見はギンズバーグ裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

を届け出ていたが、いずれも証拠の裏付けがなく立件されなかったことなどを示す警察の記録を証拠としようとしたのに、州裁判所がその提出を認めなかったのは、防御権 (right to present a defense) を侵害するものであり、連邦最高裁の判断によって明確に確立した連邦法を不合理に適用したものであるとして救済を認めた第9巡回区連邦控訴裁の判断について、対面条項が、被告人に対し、反対尋問以外の方法で、証人の信用性に疑問を投げようとする証拠——外在的証拠 (extrinsic evidence) ——を提出する権利を付与している旨判示する先例はないとして、これを破棄した Jackson 判決⁽⁴⁷⁾がある。

(原田和往)

XIII 刑事実体法

・ Descamps 判決⁽⁴⁸⁾

本件は、被告人の前科が武装常習犯罪者法 (Armed Career Criminal Act (ACCA)) における暴力的重罪に当たるかを判断する際に、前科の犯罪の制定法上の要件が単一で不可分であっても、規定が択一的に複数の要件を含む場合には、被告人が行った事実に着目して判断することを認めた、修正されたカテゴリカル・アプローチを適用できるか否かが争われた事案である。

ACCA は、不法目的侵入 (burglary)、放火、財産強要を含む暴力的重罪の前科が3犯ある者の違法な銃器所持につき15年以上の拘禁刑を定めており、前科が暴力的重罪に該当するかは「カテゴリカル・アプローチ」と呼ばれる方法によって判断されている。カテゴリカル・アプローチでは、前科の犯罪の制定法上の要件 (elements) と、その犯罪について一般的に (generic) 理解されている要件とを比較して、前者が後者と一致するか、あるいは、前者の方が後者よりも狭い場合に、前科は ACCA における暴力的重罪の前科に当たるとされる。そして、当該犯罪について択一的に複数の要件を法が設けていて、そのうちのある要件のみが一般的に理解される犯罪の要件とされる場合——可分の制定法 (divisible statute) に違反した場合——は、修正されたカテゴリカル・

(47) Nevada v. Jackson, 133 S. Ct. 1990 (2013) (*per curiam*).

(48) Descamps v. United States, 133 S. Ct. 2276 (2013). ケーガン裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官、スカリア、ケネディ、ギンズバーグ、ブライヤー、ソトマイヨール各裁判官同調) のほか、ケネディ裁判官の同意意見、トーマス裁判官の結論同意意見、アリート裁判官の反対意見がある。

アプローチのもとで、起訴状、陪審への説示などの文書記録から、いずれの要件が実際に被告人の犯罪の基礎をなしていたかを調べることができる。

上告人 Descamps は、通常は 10 年の拘禁刑が最高刑である銃器の保持で訴追されたが、不法目的侵入を含む前科が 3 犯あったため、検察側は ACCA を適用して重く処罰することを求めた。当該不法目的侵入は、カリフォルニア州刑法 459 条のもとで認められたものであったが、カリフォルニア州法が予定する不法目的侵入は、破壊その他の実力行使をして侵入することを要求しておらず、一般的な不法目的侵入の定義よりも広い意味での不法目的侵入を予定しているものであった。そのため Descamps は、カテゴリカル・アプローチのもとでは、自身の不法目的侵入は ACCA のもとにおける暴力的重罪の前科には当たらないと主張した。しかし、連邦地裁は修正されたカテゴリカル・アプローチのもとで、そして第 9 巡回区連邦控訴裁は、修正されたカテゴリカル・アプローチを適用して、いかなる法規に基づく前科についても ACCA における暴力的重罪と認めることができるとする *Aguila-Montes* 判決⁽⁴⁹⁾ のアプローチのもとで、答弁記録を含む不法目的侵入裁判の文書を調べると、Descamps が行った不法目的侵入は、一般的に不法目的侵入に要求される、破壊その他の実力行使をして侵入したとの事実を備えているのであるから、前科は ACCA における暴力的重罪に当たるとして、本件銃器保持に関して ACCA の適用を認めた。

連邦最高裁は以下のように判示して、原判決を破棄した。

第 9 巡回区連邦控訴裁が依拠する *Aguila-Montes* 判決のアプローチは、連邦最高裁の先例に基づかないばかりか、カテゴリカル・アプローチを支える原理に反し、カテゴリカル・アプローチのもたらす利益を台無しにするおそれがある。*Taylor* 判決⁽⁵⁰⁾ でも説明されたように、ACCA における暴力的重罪の判断の際、量刑裁判官は、被告人が前科を犯したときに実際に何をしたかではなく、規定上のどの要件が有罪判決の基礎となったかに着目することしかできない。そうすると、本件では、カリフォルニア州刑法 459 条は不法な侵入を要件としていないから、Descamps が犯した不法目的侵入に破壊その他の実力行使が含まれていたとしても、暴力的重罪に当たる一般的な不法目的侵入であると評価することはできない。量刑裁判官が、前科が暴力的重罪に当たることを超

(49) *United States v. Aguila-Montes de Oca*, 655 F.3d 915 (9th Cir. 2011) (en banc) (*per curiam*).

(50) *Taylor v. United States*, 495 U.S. 575 (1990).

えて、陪審が行うべき事実認定に踏み込んでしまうことになれば、合衆国憲法修正6条に抵触してしまうのである。

すなわち、カリフォルニア州法 459 条のように単一の不可分な要件を含む規定に基づく前科については、修正されたカテゴリーカル・アプローチを適用することはできない。したがって、ACCA における暴力的重罪に当たるか否かは、裁判記録の文書から Descamps が行った不法目的侵入が一般的な不法目的侵入の要件に当たる事実を備えていたか否かを検討して判断するのではなく、459 条の定める要件と一般的な不法目的侵入の要件とを比較して判断すべきである。

ACCA における暴力的重罪に当たるか否かは、被告人の前科の有罪判決が依拠する制定法の定める要件が、その犯罪の一般的に理解される要件と一致しているか否かによって判断されるのであって、具体的な事実に着目して判断されるのではない。したがって、有罪判決が下されたもとなった具体的な事実が一般的な形態を備えるものであったとしても、制定法が当該犯罪を一般的理解よりも広く定義している場合には、被告人の前科は ACCA における暴力的重罪には当たらない。

(大庭沙織)

・ Sekhar 判決⁽⁵¹⁾

本件は、ホブズ法 (Hobbs Act) における財産強要 (extortion) の成立には、移転可能な財産の取得が必要であり、第三者に対する助言を強要することはその要件を充たさないと判断された事案である。

ニュー・ヨークの州および地方自治体職員の退職年金基金を独占的に管理している州の財務官は、その基金の投資先を決定する権限を有していた。一方、上告人 Sekhar は、投資会社の業務執行社員であった。

2009 年 10 月、財務官が、Sekhar の会社が運用する投資ファンドに投資をするか否かを検討していたところ、当時の財務官の法律顧問が、当該会社の運営する別のファンドに対して捜査が入っている旨の情報を得て、当該投資に反対する意見を財務官に対して提出した。その直後から、法律顧問のもとに、大

(51) Sekhar v. United States, 133 S. Ct. 2720 (2013). スカリア裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官、トーマス、ギンズバーグ、ブライヤー、ケーガン各裁判官同調) のほか、アリート裁判官の結論同意意見 (ケネディ、ソトマイヨール各裁判官同調) がある。

量の電子メールが届くようになった。その内容は、法律顧問が財務官に対して、退職年金基金を Sekhar の会社に投資するよう助言をすることを強要するものであった。さらに、それに従わなければ、法律顧問の不倫疑惑の詳細をその妻、政府官僚そして報道機関に暴露すると脅すものであった。捜査の結果、その電子メールの一部が Sekhar の自宅コンピュータから発信されたものであることが判明した。

Sekhar は、ホップス法における財産強要未遂で起訴され、陪審は有罪の評決をした。ホップス法とは、強盗や財産強要による通商妨害を罰した合衆国法典第 18 編 1951 条を指すが、本件では、そのなかでも同条 (b) (2) で定義されている財産強要が問題となった。定義によれば、財産強要とは「現実的な若しくは差し迫った力、暴力、若しくは恐怖心を不法に利用することにより、又は職務上の権限を利用することにより、同意を得て、他者から財産を取得すること」を意味するとされている。連邦地裁は、Sekhar が得ようとした「財産」とは、「法律顧問が財務官に対して助言すること」であると認定して、本件行為を財産強要に当たるとした。第 2 巡回区連邦控訴裁もこれを是認し、法律顧問は財務官に対して助言を行うことのできる「財産権」を有しており、Sekhar は、その財産権を法律顧問から奪おうとしただけでなく、一定の助言を強制することにより、その財産権を行使しようとしたものであると判示した。

これに対して連邦最高裁は、顧問先への助言を強要することは、「他者から財産を取得すること」には該当しないと原判決を破棄した。理由は以下のとおりである。

特別に指示のある場合を除いては、連邦議会はコモン・ロー上の確立した用語法に従うものであるが、ホップス法制定以前の判例では、財産強要の成立に、現金などの価値ある物品を被害者から取得することが必要とされており、本件のような行為を財産強要とした事例は見当たらない。Scheidler 判決⁽⁵²⁾——妊娠中絶反対派がクリニックの閉鎖運動を行った事案につき財産強要を否定した——でも示されているように、財産を取得するということは、単に財産を奪うことだけでなく、獲得することをも要求している。したがって、客体となる財産とは人から人へと移転可能なものでなければならない。この点、原判決は、法律顧問が顧問先に助言をする権利を Sekhar が獲得して行使したと理解するが、本件では、自ら法的助言を行いうる地位を獲得したのではなく、あ

(52) Scheidler v. NOW, Inc., 537 U.S. 393 (2003).

くまでも法律顧問に対して助言を強制しているに過ぎず、原判決の理解は説得的でない。また、ホップス法が制定された際、財産強要の定義はニュー・ヨーク州法の定義をほぼそのまま継受したが、本件のような行為を捕捉する強要 (coercion) については継受しなかった経緯があることに鑑みれば、本件の行為を財産強要とすることは、財産強要と強要の差を無視することになるだけでなく、一方のみを罰し、他方を罰しないとした連邦議会の意思に反することになる。

(田山聡美)

・その他

刑事実体法に関する本開廷期の判決としては、ほかに、頒布目的のマリファナ所持を禁じた州法に違反する行為が、連邦の規制薬物法 (Controlled Substances Act) 上の重罪——移民および国籍法 (Immigration and Nationality Act) で外国人の国外追放処分を基礎づける加重重罪 (aggravated felony) の1つとされている——に該当するか否かが争われ、当該州法の規定が典型的に規制薬物法の軽罪に当たる場合を排除するものではないことを理由に消極的の判断を示した Moncriste 判決⁽⁵³⁾がある。

(田山聡美)

(53) Moncriste v. Holder, 133 S. Ct. 1678 (2013). ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, ケネディ, ギンズバーグ, ブライヤー, ケーガン各裁判官同調) のほか, トーマス裁判官の反対意見, アリート裁判官の反対意見がある。

XIV その他

・Kebodeaux 判決⁽⁵⁴⁾

本件は、2006年に制定された連邦の性犯罪者登録および通知法（Sex Offender Registration and Notification Act (SORNA)）の発効時にすでに性犯罪による刑を終えていた者に対し、SORNAの適用をすることができるかが争点となった事案である。

被上告人Kebodeauxは、性犯罪により特別軍法会議で3か月の拘禁刑を言い渡され、受刑し、不名誉除隊となった後、テキサス州に移住した。Kebodeauxは同州法に基づく性犯罪者登録をし、その後2007年に同州内で一度転居した際も登録事項の変更を行った。しかし、同年中にさらに転居した際には登録事項の変更手続きを怠った。この間にSORNAが発効していたが、同法は連邦法上の性犯罪者に対し、州法に基づく性犯罪者登録を義務づけ、その義務を怠った者を10年以下の拘禁刑もしくは罰金刑に処したまたはそれらを併科する旨の規定（合衆国法典第42編16913条(a)、同第18編2250条(a)）を置いていた。そして、SORNAには、連邦司法長官が同法制定前の性犯罪者に対する同法の適用に関し規則を定める権限を付与しており、連邦司法長官の定めた規則は、同法制定前に性犯罪で有罪となった者を含むすべての性犯罪者に適用される旨を定めている。

Kebodeauxは、テキサス州内での2回目の転居について登録の更新をしなかったことにより、同法違反で起訴され有罪となった。第5巡回区連邦控訴裁はいったんは有罪判決を維持する判断をしたが、同裁判所大法廷はこれを覆し、KebodeauxはSORNA制定前の法制のもとでは登録義務を負っておらず、無条件で釈放されたものであり、そのような者に登録義務を新たに課すことについて、連邦政府は合衆国憲法1条の必要かつ適切条項（Necessary and Proper Clause）に基づく権限を有していないとして、有罪判決を破棄し、差し戻した。

(54) United States v. Kebodeaux, 133 S. Ct. 2496 (2013). プライヤー裁判官執筆の法廷意見（ケネディ、ギンズバーグ、ソトマイヨール、ケーガン各裁判官同調）のほか、ロバーツ長官の結論同意意見、アリート裁判官の結論同意意見、スカリア裁判官の反対意見、トーマス裁判官の反対意見（スカリア裁判官一部同調）がある。

上告を受理した連邦最高裁は、大要以下のとおり判示して、第5巡回区連邦控訴裁の判決を破棄した。

1994年に制定された「子どもに対する犯罪および性的に暴力的な犯罪者の登録に関するジェイコブ・ウェッターリング法」およびその後の改正法は、そもそも、連邦法上の性犯罪者に対してSORNAに類似した登録義務を課すものであった。

連邦議会は、合衆国憲法1条の軍事の規律条項(Military Regulation Clause)および必要かつ適切条項によって与えられた権限に基づいて、統一軍事司法法典を制定し、同法典においてKebodeauxが有罪となった性犯罪に拘禁刑を科すことができ、本件で問題となっている非刑事的な(civil)登録義務をKebodeauxの犯罪およびその有罪の帰結として定めることができた。登録義務はKebodeauxの犯行時には性犯罪に関する連邦法違反の帰結として存在していた。そして、そのような非刑事的な義務を、Kebodeauxのような犯罪者の釈放に際して課するという連邦議会の決定は、まことに合理的であった。

連邦議会は、SORNAをその制定前に無条件で釈放された者に対して適用あるものとしたのではない。むしろ、軍事の規律条項および必要かつ適切条項に従って定められた連邦の登録義務にすでに服している者に対して適用あるものとしたのである。SORNAは、Kebodeauxがすでに服していた登録義務を若干変更するものではあったが、連邦および50州の登録義務の寄せ集めであったものをより統一のとれたものとするためであった。当裁判所は、SORNAによる変更は、軍事の規律および必要かつ適切条項のもとにおける連邦議会の権限の範囲内であると結論する。

(田中利彦)

・その他

以上のほか、1978年外国情報活動監視法(Foreign Intelligence Surveillance Act of 1978)に2008年の改正で新たに追加された規定(合衆国法典第50編1881条a)は、連邦司法長官および国家情報長官(Director of National Intelligence)に対し、両長官が共同で、原則として事前に外国情報活動監視裁判所(Foreign Intelligence Surveillance Court)の審査を受けたうえ、“United States persons”——合衆国市民および永住権を与えられた外国人のほか、構成員の過半数が合衆国市民もしくは永住権を与えられた外国人である団体および合衆国内で設立された法人であって外国勢力(foreign power)に該当しな

いものをいう（合衆国法典第 50 編 1801 条 (i)）——でない者であって合衆国外にいと認める合理的な理由がある者の監視を行うことを許可する権限を付与し、それによって外国情報活動に関する情報を入手することを可能にするものであったところ、原告らが、取扱いに慎重を要する自分たちの行う国際的な通信が同規定の標的となりそうであることを理由として、同規定が文面上違憲であることの確認とその施行の恒久的差止めを求めた訴えについて、原告らが当事者適格を有しないとした *Amnesty Int'l USA* 判決⁽⁵⁵⁾がある。

(田中利彦)

(55) *Clapper v. Amnesty Int'l USA*, 133 S. Ct. 1138 (2013). アリート裁判官執筆の法廷意見（ロバーツ長官，スカリア，ケネディ，トーマス各裁判官同調）のほか、ブライヤー裁判官の反対意見（ギンズバーグ，ソトマイヨール，ケーガン各裁判官同調）がある。